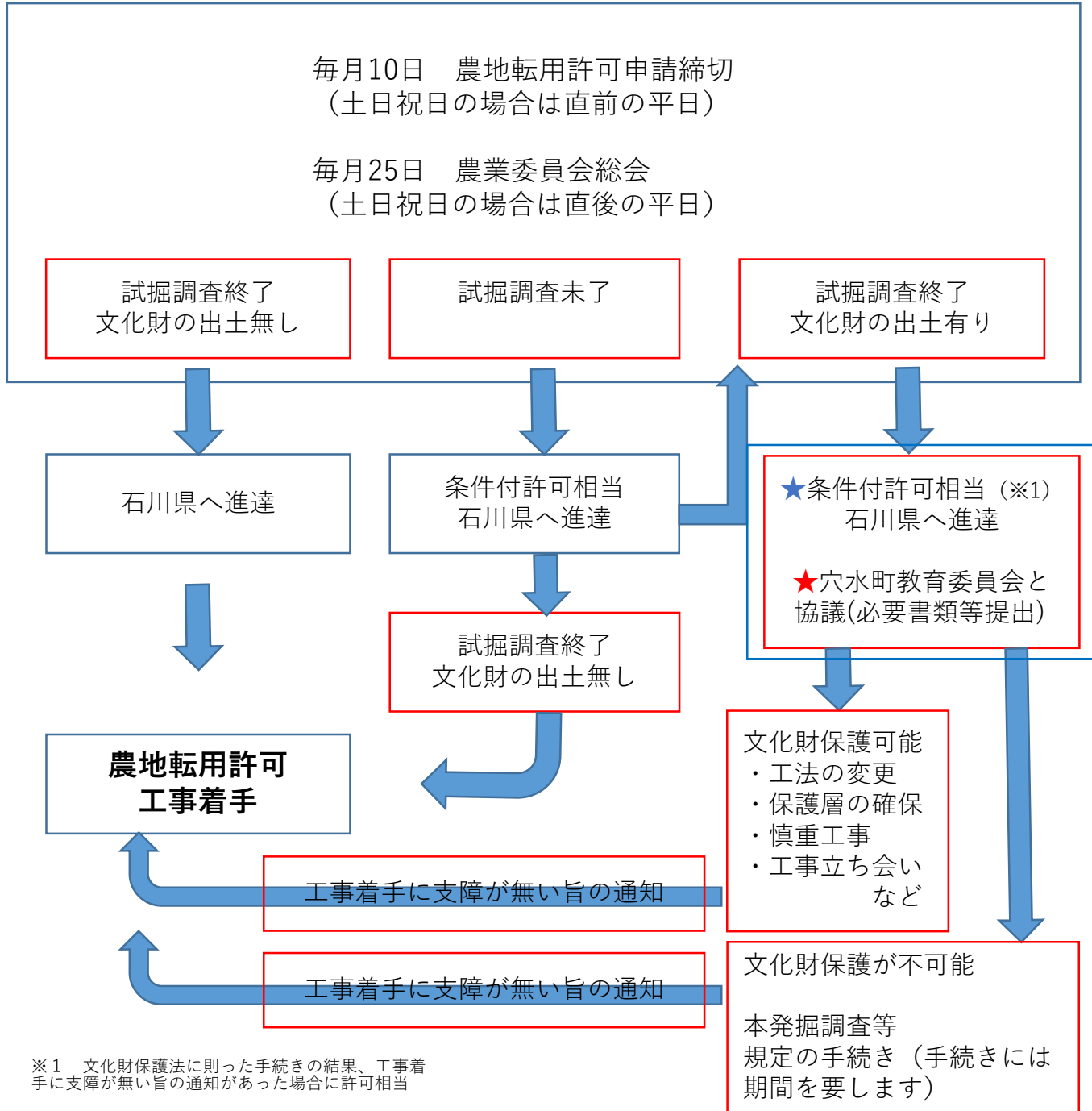


# 埋蔵文化財包蔵地における農地転用許可申請について

農地転用事業実施にあたり、対象区域が埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、別途穴水町教育委員会事務局にて「埋蔵文化財包蔵地試掘・本発掘地調査申請書」の提出・調査が必要となります。

毎月10日 農地転用許可申請締切  
(土日祝日の場合は直前の平日)

毎月25日 農業委員会総会  
(土日祝日の場合は直後の平日)



※1 文化財保護法に則った手続きの結果、工事着手に支障が無い旨の通知があった場合に許可相当

農地転用の確実性を判断する必要（農地法第4条第6項第3号・農地法第5条第2項第3号）から、工事着手が可能かどうかの判断を待って農地転用許可となります。農地転用許可申請に際しては、お早めに埋蔵文化財包蔵地に係る確認をお願いいたします。